景税・町県民税の申告が始まります

■問い合わせ先 <所得税>

半田税務署

(21)3141

<町県民税> 税務課住民税係 (48)1111(内1111・1112)

所得税の確定申告

確定申告会場の開設日時・開設場所

開設期間

2月16日(金)~3月15日(木)の平日 2月18日(日)・2月25日(日)

開設時間

午前9時~午後5時(受付終了:午後4時)

※会場の混雑状況により、早めに受け付けを終了する 場合があります。

開設場所

住吉福祉文化会館 (半田市宮路町53番地 住吉神社内)

注意事項

- ※ 上記開設期間中は、半田税務署内で申告書の作成 指導を行っていません。
- ※駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公 共交通機関をご利用ください。
- ※作成済みの申告書は、税務署へ直接提出または郵 送してください。
- ※住吉福祉文化会館への問い合わせはご遠慮くださ い。

確定申告が必要な方

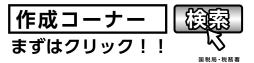
1	事業所得、譲渡所得などがある方(所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合)
2	公的年金収入が400万円を超える方
3	給与収入が2,000万円を超える方
4	給与を受けている方で、給与以外の所得額が 20万円を超える方
5	2カ所以上から給与を受けている方で、主たる 給与以外の給与収入と給与以外の所得額の 合計額が20万円を超える方
6	所得税の還付を受けようとする方
7	給与収入がある方で年末調整をしていない方

確定申告書の作成

国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) の 「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に確 定申告書を作成することができます。

※作成した確定申告書は、半田税務署へ直接提出また は郵送(〒475-8686 半田市宮路町50番地の5)して ください。

確定申告書の作成には、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください



マイナンバーの記載について

平成28年分の確定申告から、申告書にマイナンバー の記載が始まりました。マイナンバーカードや通知カー ドを確認して、間違いのないように記入してください。ま た、申告書提出の際に、本人確認のため原本の提示か写 しの添付が必要となるのでご注意ください。

税理士による無料税務相談

開設場所および開設日

開設日	2月						
	20	21	22	23	26	27	28
開設場所	火	水	木	金	月	火	水
げんきの郷 あすなろ舎	0	0		0			
東海市立 商エセンター	0	0	0	0	0	0	0

受付時間は午前9時30分から正午まで、午後1時から午後4時まで ※会場の混雑状況により、早めに受け付けを終了する 場合があります。

対象者

- ①平成28年分の所得金額が300万円以下の事業所得 者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)(青 色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事 業専従者控除額を控除する前の金額)
- ②①の方で消費税の課税事業者である場合には、平成 27年分の課税売上高が3,000万円以下の方
- ③ 給与所得者および年金受給者